

公立大学法人埼玉県立大学不動産使用料規程

平成22年4月1日
規程第68号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学不動産管理規程（平成22年規程第67号）第13条第5項の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）が徴収する不動産使用料等の額及び取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料等)

第2条 不動産使用料等（以下「使用料等」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 施設を貸し付ける場合の使用料（別表第1）
- 二 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者が同条第6号に規定する電気通信業務のため土地又は建物を使用する場合の使用料については、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額とする。
- 三 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者（以下「電気事業者」という。）が同項第9号に規定する電気事業の用に供する電線路及びその附属設備（以下「電線路」という。）を設置するため土地を使用する場合の使用料（別表第2）
- 四 火災、震災その他の災害について保険を附している建物を貸し付ける場合及び土地、建物若しくは工作物の貸付について電気、ガス、水道、下水道等を使用させる場合の使用料等の額は、第1号及び第2号の使用料の額に、それぞれ当該災害についての保険の費用及び光熱水費等について法人において算定した実費相当額を加算する
- 五 上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下に埋設して使用する場合の使用料は、外径が1メートル以上のものについて、長さ1メートルにつき1年2,400円とする

(貸付期間の計算)

第3条 貸付期間の計算については、当該期間が1月又は1年に満たない端数があるときは、日割りをもって計算する。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2号及び第4号に規定する場合の貸付期間は、当該期間が1年未満の場合及び1年未満の端数を生じた場合は、その端数は1年として計算する。

(使用料等の最低限度額及び端数の切捨て)

第4条 使用料等の額を計算した場合において、使用料等の額が項目ごとに100円未満であるときは、その額は100円とし、使用料等の額に10円未満の端数があるときは、その端数の額は切り捨てるものとする。

(使用料等の減免)

第5条 理事長は、次の各号の一に該当する場合は、使用料等を減額し、又は免除することができる。

- 一 法人の職員又は学生が福利厚生のために供する場合
- 二 その他、理事長が特別な理由があると認めた場合

(使用料等の前納)

第6条 使用料等は原則として貸付の前に徴収する。

(使用料等の不還付)

第7条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、貸付の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により、使用ができなくなったときは、その使用料等の全部又は一部を還付する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか不動産貸付の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (別表第1の改正)

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

使用の区分		単位	使用料
土地	グラウンドとして使用させる場合	日額	当該土地の帳簿価格等適正な価格に1,000分の0.04（ただし、近傍類似地の使用料を勘案し、1,000分の0.01から1,000分の0.04までの範囲内において、その乗率を変更することができる）を乗じて得た額（当該土地の使用期間が1月に満たない場合にあつては、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額）
	建物若しくは工作物の敷地、駐車場等として使用させる場合	月額	当該土地の帳簿価格等適正な価格に1,000分の3.5（ただし、近傍類似地の使用料を勘案し、1,000分の1から1,000分の3.5までの範囲内において、その乗率を変更することができる）を乗じて得た額（当該土地の使用期間が1月に満たない場合にあつては、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額）
建物	建物の全部を使用させる場合	月額	次の各号に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額 一 当該建物の帳簿価格等適正な価格に1,000分の6（ただし、近傍類似施設の使用料を勘案し、1,000分の1から1,000分の6までの範囲内において、その乗率を変更することができる）を乗じて得た額 二 当該建物の敷地の帳簿価格等適正な価格に1,000分の3.5（ただし、近傍類似地の使用料を勘案し、1,000分の1から1,000分の3.5までの範囲内において、その乗率を変更することができる）を乗じて得た額
	建物の一部を使用させる場合		当該建物の全部を使用させる場合の使用料に相当する額に、当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額
工作物等（構築物を含む）		月額	当該工作物等の種類に応じ、近傍類似施設の使用料を勘案し理事長が定める額

備考 使用面積のうち1平方メートル未満の部分については、これを1平方メートルとして計算する。

別表第2（第2条関係）

種 類	単 位	金 額
第2種電柱	1本につき1年	3,400円
第3種電柱		4,600円
その他の柱類		200円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	20円
地下に設ける電線その他の線類		12円
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	3,900円

備考

- 1 第2種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち4条又は5条の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。（電気通信事業者による共架電線もこれに含める。）
- 3 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。